

各位

三井住友信託銀行株式会社

当座勘定規定の改定について

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応に伴い、2024 年 11 月 1 日(金)より「当座勘定規定(一般当座)」「当座勘定規定(個人当座用)」「当座勘定規定(専用手形口)」を改定いたします。詳細につきましては、下記の改定内容をご確認ください。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

記

1. 対象となる規定

- (1)当座勘定規定(一般当座)
- (2)当座勘定規定(個人当座用)
- (3)当座勘定規定(専用手形口)

2. 改定内容

下表では改定となる条項のみ記載しております(下線部:変更部分)。

(1)「当座勘定規定(一般当座)」

改定前	改定後
<p>当座勘定規定(一般当座)</p> <p>第1条(当座勘定への受入れ)</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。</p> <p>以下省略</p>	<p>当座勘定規定(一般当座)</p> <p>※2024年11月1日より、個人のお客さまの新規開設は取り扱いを停止しています。</p> <p>第1条(当座勘定への受入れ)</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。</p> <p>以下省略</p>
<p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条(支払)</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当社所定の払戻請求書を使用してください。</p>

改定前	改定後
	<p>④ <u>前項の払戻しに当社所定の払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当社所定の当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当社所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p>
<p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>① 当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当社はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求められないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>① 当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当社はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求められないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>⑧ <u>2024年11月1日以降に新規開設した口座は、手形用紙、小切手用紙を交付しません。</u></p>
<p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事</p>	<p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類</p>

改定前	改定後
<p>故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含まず)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含まず)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>

(2)「当座勘定規定(個人当座用)」

改定前	改定後
<p>当座勘定規定(個人当座用)</p> <p>第1条(当座勘定への受入れ)</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。</p> <p>以下省略</p>	<p>当座勘定規定(個人当座用)</p> <p>※2024年11月1日より、新規開設の取り扱いを停止しています。</p> <p>第1条(当座勘定への受入れ)</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。</p> <p>以下省略</p>

(3)「当座勘定規定(専用手形口)」

改定前	改定後
<p>当座勘定規定(専用手形口)</p> <p>第1条(当座勘定への受入れ)</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。</p> <p>以下省略</p>	<p>当座勘定規定(専用手形口)</p> <p>※2024年11月1日より、個人のお客さまの新規開設は取り扱いを停止しています。</p> <p>第1条(当座勘定への受入れ)</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。</p> <p>以下省略</p>

3. 改定日

2024年11月1日(金)

以上